

4月・5月は自転車交通安全運動月間

4月1日～5月31日までの2か月間は、「自転車交通安全運動月間」です。

この運動は、「広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、自転車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、自転車の交通事故防止の徹底を図る」ことなどを目的としています。

自転車は便利な移動手段ですが、徒歩と比べて速度が速く、交通事故が起これば被害者にも加害者にもなりかねません。また、令和6年11月1日の道路交通法の一部改正により、**自転車運転中のながらスマホに対する罰則強化や、酒気帯び運転および幫助に対する罰則が整備**されました。

これらの行為は大変危険なので、絶対にしないでください。

自転車に乗るときは「自転車安全利用五則」を守り、安全第一を心がけましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では
信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



震災に便乗した 悪質事犯にご注意

地震等の災害に便乗した不審な電話、SNSや訪問に注意！

寄付先が不透明な募金は詐欺の可能性あり！

発生が懸念される震災便乗の悪質事犯

- 被災者宅を訪問し、災害時に必要となる物品の販売や家屋の修繕等を嘘を交えたり、不安をあおったりして契約させる行為
 - 医療品が足りないことに乗じた無承認医薬品の販売・広告、健康を損なうおそれがある食品の販売
 - 公的機関や災害支援団体等をかたり、義援金の募集を名目に現金や電子マネー等をだまし取る詐欺
 - 被災者の身内や友人を装い、困窮を理由に送金を求める行為
- これら以外についても、「怪しい」と思ったら遠慮なく警察にご相談を！